

**令和4年度佐賀県介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業業務委託 仕様書****1 委託業務名**

令和4年度佐賀県介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業業務委託

**2 目的**

令和3年度介護報酬改定においては、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「加算」という。）について、引き続き上位区分の算定や取得促進を強力に進めることとされるとともに、介護職員処遇改善加算（ ）及び（ ）が1年間の経過措置を設け、廃止されたところである。

また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月からは「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新たに措置される。

本事業は、これを踏まえ、加算の取得促進を図るため、事業所へ専門的な相談員（社会保険労務士等の本業務を行うために必要な知識及び経験を有する者（以下「相談員」という。）の派遣等を行うことにより、加算の取得に必要な就業規則及び給与規程の整備の具体的手順や規程の内容等に係る助言を行い、加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行う。

これらの支援を行うことによって、介護職員の更なる処遇改善を行うことを目的とする。

**3 履行期間**

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

**4 委託料上限額**

1,058千円

**5 業務委託内容****(1) 相談員派遣業務**

- ・ 対象の事業所へ相談員1名程度を派遣する。
- ・ 加算の取得に必要な支援を行う。
  - 1 就業規則及び給与規程の整備の具体的手順や規程の内容に係る助言
  - 2 キャリアパス要件を満たすための助言
  - 3 職場環境等要件を満たすための助言
  - 4 見える化要件を満たすための助言

#### 5 改善計画書の作成支援

- ・ 派遣先の事業所に対し相談員を派遣する前後にアンケートを行うこと。
  - 1 派遣先事業所の相談目的（取得目標の加算等）
  - 2 相談後に1の目的に対し、加算取得の意志の確認
- ・ 派遣先の事業所は、受託先で申込受付及び選定を行い、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 派遣回数は、講習会や説明会等開催する場合は委託期間中に36回以上、派遣のみ場合は41回以上とする。
- ・ 1事業所当たりの回数は原則1回（2回を限度）とし、1回あたり1時間半程度行うものとする。

#### （2）講演会や説明会等開催業務

- ・ （1）の派遣業務以外で、事業者向け講演会等により加算の取得促進事業を提案すること。
- ・ 提案については任意とする。
- ・ 会場は県内とする。会場の設定にあたっては、参加者の利便を考慮し、会場の位置、駐車スペース（無料）広さについて、できるだけ参加しやすい環境を確保すること。最終決定前に、会場について、県に協議すること。

#### 6 実績報告の提出等

受託者は、派遣した相談員、派遣日時、派遣先事業所名、相談内容及び説明内容等を記録すること。また、講習会や説明会等開催した場合は、開催日時、参加事業所及び参加人数等を記録すること。

受託者は、業務が完了したときは、速やかに上記内容及び5業務内容（1）のアンケート結果を含む「業務完了報告書」を作成し、県に提出するものとする。

なお、委託期間中においても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、随時報告を求めることがある。

#### 7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、実績報告が完了した後の完了払いとする。

なお、5業務内容（1）により派遣を行う回数が契約時の回数に満たなかった場合は、受託者が県に提出する見積書に記載した1回当たりの派遣に係る経費に基づき、契約金額を減額するものとする。

## 8 その他

- ( 1 ) 本業務の実施にあたっては、県と十分に連携を図ること。
- ( 2 ) 受託者は、業務委託契約書及び本仕様書並びに県の指示に従い、委託事業を実施すること。
- ( 3 ) 個人情報の適正な管理に努め、契約締結後速やかに、個人情報の管理体制等について、書面により県に報告することとし、個人情報の管理体制等に変更があった場合は、書面により県に報告すること。